

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 株式会社赤阪鐵工所

【英訳名】 Akasaka Diesels Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 赤 阪 全 七

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社赤阪鐵工所センタービル
(静岡県焼津市柳新屋670番地の6)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のために備えております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長赤阪全七は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、我が国において企業会計審議会の公表した内部統制の基本的枠組みである「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して整備及び運用を行ないました。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的な要素が有機的に結びつき、一体となって機能することでその目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、当初想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない側面も有しており、その固有の限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として実施しました。当該評価に当たっては、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して行ないました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価項目を設定し、適切に理解及び分析を行った上で関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、全社的な内部統制システムの整備及び運用状況を把握し、その状況が財務報告の信頼性に係る影響の程度を評価し、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定して評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく係わる勘定科目として売上高、売掛金及び購買から棚卸資産に至る業務を、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性の観点から決定しました。またそれ以外として、財務報告全体に対する影響の大きい見積りや予測を伴う重要な勘定科目を含む決算・財務業務プロセスも評価対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

以上の評価に基づき、代表取締役社長赤阪全七は、平成25年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。